

おかげさまで減少しております。

御指摘のとおり、交通安全都市宣言の趣旨のもとに、今後とも取り組んでまいりたいと存じますので、よろしく御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

第二点目、交通安全の確保、交通安全施設等の面と、市民一人ひとりのあり方の面との二面性があるわけですが、後者にかかわってその指導に当たってくださる方々に対する考え方というふうに思っています。

御指摘のとおり、交通安全協会同福生支部、町会、PTAや老人クラブ等、各種団体にいろいろと市民等の御指導に当たってくださっておりますので、この御苦勞に対しまして大変ありがたく、深く感謝申し上げます。御承知のとおり、市としては、これらの活動に必要な物品や情報の提供、たとえば広報車、旗、被服、指導資料等その活動に応じて援助し、御協力をお願いし、さらに、安全協会福生支部及び町会に指導委託という形で委託料を出したり、支部役員の方には保険に入っていたりしているところでもあります。先ほどありましたよ

うに、本年度予算上の配慮をいたしました。さらに各種団体と協議を進めながら、その御苦勞にこたえてまいりたいと存じます。

次に、第三点目の、学校周辺の道路並みに通学路については、御指摘のとおり、学校周辺の道路並みに通学路については、特に安全に児童生徒が通学できるようにしていかなければならないと思っております。今後、学校周辺の道路については、重点的に整備をまいりたいと思っております。

なお、道路で危険な所が目につきましたら、御連絡いただければ即応してまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

御質問の通学路の整備状況等でございますが、これにつきましては建設部長より説明をさせていただきます。

次に、四点目の歩道橋設置の件でございますが、現在、建設部で設計図の作成を検討しております。歩道橋を設置する場合、用地の確保が一番の問題であります。現在の歩道の幅員は、五日市街道で一メートル五十センチ、市道田園十八号線で二メートル五十センチでございます。

す。歩道橋の階段の幅員は、最低でもメートル五十センチは必要でございます。この場合、民地側に舗道と同じぐらいの幅の用地の買収が必要になってまいります。過去において、三中及び七小の開校の際、住宅公団に対し、この場所に歩道橋を設置する要望をいたしました。が、用地の確保ができなかったため、住宅公団の所に設置した経緯がございます。このようなことから、御要望の場所に設置することは、用地の関係でむずかしい問題があるうかと思いますが、設計ができた次第地主の方と話し合いを進めてまいりたいと思います。

次に、第二点目の緑地の保全についてでございます。自然林の保護についてであります。市内に残された緑地も、都市化の進展によりまして年々減少の傾向にあります。残された緑地は、市民生活に欠かすこのできないものであります。自然の保護については、市民の要望も高まっております。御承知のとおり、熊手緑地及び加美緑地につきましては、おかげをもちまして自然の豊かな緑をそのまま残して整備させていただきまして

が、永久に残る貴重な緑地であり、大切に保存してまいりたいと考えております。

残されている自然林の今後の保全につきましては、十分調査を行い、実施してまいりたいと思っております。来年度から仮称原ヶ谷戸緑地の保全を計画しておりますが、この事業を実施するには、関係地主の御協力をいただかなければなりません。今後、鋭意努力をまいりたいと思っております。また、事業費につきましては多額の費用を要しますので、国庫補助金をお願いし、実施したいと考えております。さらに、残されている自然林についても検討を進めてまいります。緑と自然を生かした魅力あるまちづくりのために積極的に努力をまいりたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

第二点目の大樹の保存、保護でございますが、御指摘のように、市内には数百年の年輪を経た大樹、古木を見ることができます。こうした大樹は、その地域のシンボルにもなっており、見聞きしております。また、真夏の大きな木の下での休憩は、心なごむものでございます。私は、都

市化の進むに当たって、こうした大樹、古木は市の宝として保存し、子孫へ引き継ぐべきと考えております。各地域に点在しております大樹、古木につきましても、市民の方々の御理解と御協力を得まして、市といたしまして、積極的にその保存と保護に向け調査、研究をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○建設部長（内田和雄君）

通学路の整備状況でございますが、現在通学路は、総延長で五万九千メートルでございます。市道の全休から申しますと、約四〇％ぐらいを占めております。そのうち、防護セキが通学路にかかっておりますのが八千五百メートル。それから、側溝ふたかけ及びシ型側溝の完備しているものが四万六千メートルほど整備されております。

通学路でございますので、今後、未整備並びに危険な箇所がございます。したら重点的に整備をしていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○二番（在京 博君）

自席から要望しておきます。

ただいま市長並びに建設部長から御理解ある御答弁をいただきました。また、このことにありがとうございます。

交通安全都市宣言をして非常に本年度は減少しているということは、まことに結構なことだと思います。

また、福生市においては、国道一六号線、また五日市街道、奥多摩街道と睦橋が開通したために、主要道路が非常に多いわけでございます。それにつづまして、交通安全協会の方々とかPTAの方、町会の方々の御協力をいただいている面が非常に多いわけでございます。先ほど堀川議員のスポーツに対する保険がどうかというような話がありました。そういう中へひとつボランティアの保険を全般的に考えて入れていただければというふうな考えを持っております。それで、この点を要望しておきます。

現在は、非常にやさしさ、思いやりというふうな形に標語なども変わってきているような状態でございます。「やさしく走ろう東京」というように、少し前は「そんなに急いでどこへ行く」とかそういった非常に厳しい

標語がある中で、非常に思いやりとやさしさを持つ標語に変わってまいりました。そういった交通安全にかかわる方々に、やさしさと思いやりを持って整理をしていただくためにも、市側からも暖かい御援助、御協力をお願いしたいと思います。

それから、学校周辺の道路並びに通学路についてでございますが、部長より非常に前向きな御答弁をいただきました。いま福生市でも、小学生、中学生あわせて約七十名の児童生徒が通学しているわけでございます。小学校一年生も三ヶ月を経過して、非常に学校にもなれ、友達にもなれて、思わぬ所で事故を起こす場合が多いわけでございますので、十二分に整備をお願いする次第でございます。

七小そばの歩道橋についてでございますが、土地等の問題で非常にむずかしい面が多いと思いますが、昨年の十二月の陳情書の中に、自動車の交通量が二十分間に四百三十一台、学童の横断数は六百九十一人で、福生市でも学校周辺の交通量、横断人数の多い所であると思えます。したがって、父母の方々が、今年度寒いにもかかわらず交通整理をしていただ

いている経緯もございます。どうか前向きに検討していただきまして、一日も早く何らかの形の対策を考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

緑地について、自然林についてでございますが、市長も、非常に大樹は大切なので保存に力を入れているというお話でございますが、同時に、これから熊川地区の土地区画整理が始まるわけでございますが、その前に、どうしても自然林を残していたいて、そして、土地区画整理をこれからやるんだというためにも、この辺でどうか熊川地区にもまだ武蔵野の面影を残す所もありますので、自然林をこのところできを打っていただいて、それから土地区画整理をしていただいたらという考えを持っております。どうかその点もよろしく願います次第でございます。

最後になりましたが、さきの福生市長選挙で当選、おめでとうございました。市長の公約の一つでもあります「安全で緑豊かな福生市」を目指し、五万市民の一人ひとりの幸せのために努力させていただきます。お願いいたします。

非常に地方自治体を取り巻く財政は厳しいと思いますが、市長の
努力によって、ますます発展することをお願いいたしまして一般質問を終
わりといたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（田村市郎君）お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）御異議なしと認めます。よって、本日はこれを
もって延会とすることに決定いたしました。
なお、次回の本会議は、六月十三日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後四時三十二分 延会

（写）福総庶務第七百九十六号

昭和五十九年六月五日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

昭和五十九年第二回福生市議会定例会の招集について

昭和五十九年六月五日付け、福生市告示第三十三号（別紙参照）をもつて、昭和五十九
年第二回福生市議会定例会を招集したので通知します。

⑦ 福生市告示第三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十九年第二回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十九年六月五日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑧

一 期	日
二 場	所
	福生市議会議場

⑤ 写 福総庶発第七百九十七号

昭和五十九年六月五日

福生市長 田 村 匡 雄 ⑤

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

議案の送付について

昭和五十九年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第三十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 二 議案第三十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 三 議案第三十三号 昭和五十九年度福生市一般会計補正予算（第一号）
- 四 議案第三十四号 昭和五十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- 五 議案第三十五号 昭和五十九年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
- 六 議案第三十六号 昭和五十九年度福生市受託水道事業会計補正予算（第一号）
- 七 議案第三十七号 福生中央排水区（中央五号）SⅠ五十九その一工事請負契約

- 八 議案第三十八号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その一工事請負契約
- 九 議案第三十九号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その二工事請負契約
- 十 議案第四十号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十一 議案第四十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十二 議案第四十二号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十三 議案第四十三号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十四 議案第四十四号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十五 議案第四十五号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 十六 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（昭和五十八年度福生市一般会計補正予算（第八号））
- 十七 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 十八 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）

写

福総庶発第二十五号

昭和五十九年四月二日

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

市議会議事説明員の委任について

昭和五十九年一月四日付け、福総庶発第二千五百八十一号で通知した市議会議事説明員のうち、四月一日付けによる人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
建設部	伊 藤 照 明
土木課長	

建設部
水道事務所長

下野利市

福議発第百号

昭和五十九年六月五日

殿

福生市議会議長

田村市郎

議案説明員の出席要求について

昭和五十九年第二回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日	時	六月十二日(火)	午前十時
二場	所	福生市議会議場	



福総管発第 712 号

昭和59年6月6日

昭和58年度

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市土地開発公社の経営状況について

このことについて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、福生市土地開発公社の昭和58年度収支決算及び昭和59年度事業計画等を別紙のとおり提出する。

福生市土地開発公社